

上院に包括的模倣品対策強化法案(上院版 PRO-IP 法案)が上程される
～大統領府に知財執行調整官を創設する一方、知財アタッシェ増員は削除～

2008年7月25日
JETRO NY 中槇、横田

パトリック・レーヒ上院司法委員長(民、バーモント)は24日、アーレン・スペクター上院司法委員会ランキング委員(共、ペンシルバニア)をはじめ、両党上院議員¹が名を連ねた包括的な模倣品・海賊版対策法案「Enforcement of Intellectual Property Rights Act of 2008」(S.3325)²(別添参照)を提出した。

今般上程された法案は、昨年12月に下院に上程され、本年5月に本会議を通過している包括的な模倣品・海賊版対策法案である「PRO-IP 法案³」とほぼ似た内容であり⁴、PRO-IP 法案の一部加除修正がされつつ、「PIRATE ACT⁵」の内容が追加されている⁶。

PRO-IP 法案の目玉の一つであった、大統領府への米国知的財産執行代表(USIPER)⁷ポスト創設は、同法案では、知的財産執行調整官(Intellectual Property Enforcement Coordinator)ポストとしている。しかし、大統領により任命され大統領府に仕えることや共同戦略プラン(Joint Strategic Plan)の策定・履行に責任を持つことなどはPRO-IP 法案と同じであるが⁸、国内外の知財執行政策に係る大統領首席アドバイザーの責務やUSTRの補佐や海外政策向けの文言が除かれているなど、その役割をあくまで国内知財執行機関や国内政策の調整役として限定的にしようとする意図が感じられる。

その他、PRO-IP 法案との相違は、模倣品・海賊版の積替行為(transshipment)の禁止規定の明文化⁹、連邦捜査局内の知財犯罪捜査ユニット設置、及び知財犯罪捜査リソース拡充のため予算措置を追加事項とする一方、知財アタッシェ¹⁰の増員規定は削除されたこと等が挙げられる。(詳細は法案の概要を参照)。

¹ 他に Evan Bayh (D-IN), George Voinovich (R-OH), Dianne Feinstein (D-CA), Jon Cornyn (R-TX)

² <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d110:s3325>: 法案は[こちら](#)を参照

³ **P**rioritizing **R**esources and **O**rganization for **I**ntellectual **P**roperty Act of 2008 (HR4279)

⁴ [080510【米国 IP 情報】模倣品・海賊版対策法案\(PRO-IP 法案\)、下院本会議を通過](#) 参照

⁵ 主に、司法省に著作権侵害の容疑者に対して民事訴訟を提起できる権限を付与するもの。過去にレーヒ司法委員長により提出され上院本会議を通過したことがある。

⁶ しかし下院本会議を通過して上院に送られた法案ではない(PRO-IP 法案に直接対応はしない)。

⁷ U.S. Intellectual Property Enforcement Representative (USIPER)

⁸ [071207【米国 IP 情報】下院が包括的な模倣品対策法案\(HE4279\)を上程](#) 参照

⁹ PRO-IP 法案では、輸出行為の禁止規定が明文化されていたが、今般の法案では、輸出行為に加え積替行為も禁止規定に盛り込まれている。

¹⁰ 海外における米国企業等の支援や海外機関との協力やキャパシティビルディングを主な任務とする。

同法案は、同日の記者会見にて、レーヒ司法委員長及び共同提案者により発表されたもの。プレス発表によると¹¹、レーヒ司法委員長は「知的財産の保護は我々の経済にとり不可欠。多くのバーモント産製品の中にも、発明とイノベーションの価値が見出せる。この最も価値があり、かつ侵害されやすい(vulnerable)財産を保護するため、連邦政府の取組を強化し、法執行に海賊・模倣行為と闘うに十分なリソースとツールを与え、多くの知財執行機関が互いに対話し、取組を調整しつつ、最大の効果を得るための機会とインセンティブを持つべき時がやってきた。本法案はそれを実現するものである。」と述べている。また、スペクター ランキング委員は、「知的財産は我々の国内経済に5兆ドル以上の貢献をしており、最も価値のある資産の一つであり、守らなければならない。本法案は知財侵害の民事的・刑事的制裁を強化し、犯罪組織の模倣・海賊ビジネス参入を妨げるのに必要な付加的ツールを政府に与えるものである。」としている。

同法案に対しては、米国商工会議所¹²、ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)¹³、全米映画協会(MPAA)¹⁴、コピーライトアライアンス¹⁵等が相次いで法案の提出を歓迎する声明を発表している¹⁶。

米国内の各報道や知財関連団体等の情報では、同法案の今後の見通しとして、迅速な進展があるのではないかとこの前向きな見方がある一方、司法委員会で行われる連邦判事承認を巡る両党の対立が同法案の審議に悪影響を及ぼす可能性があるとするとの見方もある¹⁷。なお、米国議会は8月11日より夏季休会となるが、同法案は、休会前の最後の逐条審査(マークアップ)の機会となるであろう31日の司法委員会の議題には、現時点で登録されていない。

Enforcement of Intellectual Property Rights Act of 2008 の概要

(< >内は PRO-IP 法案での該当条番号を示す)

- 司法省(長官)による民事的著作権の執行権限
 - ・ 著作権侵害の容疑者に対し、権利者に加え司法省にも民事訴訟を提起できる権限を付与する。(法案 101 条)※PIRATE ACT に相当

¹¹ <http://leahy.senate.gov/press/200807/072408a.html>

¹² http://www.uschamber.com/press/releases/2008/july/080724_ip.htm

¹³ <http://www.bsa.org/country/News%20and%20Events/News%20Archives/en-07242008-copyrightbill.aspx>

¹⁴ http://www.mpaa.org/press_releases/bipartisan%20ip%20leg%20boost%20to%20econ%207.24.pdf

¹⁵ 著作権擁護団体として、昨年5月17日に結成された組織。全米出版社協会(AAP)、ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)、全米映画協会(MPAA)、全米レコード協会(RIAA)、CBS、NBC、ニュース・コーポレーション、マイクロソフト、バイアコム、タイムワーナー、ウォルトディズニー等40以上の企業・団体が加盟しており、法曹界では米国知的財産権者協会(AIPLA)もメンバーとなっている。

<http://www.copyrightalliance.org/news.php?id=42>

¹⁶ そのほか、全米製造業者協会(NAM)会長のコメントを[紹介する記事](#)もある。

¹⁷ 特許改革法案審議でも同様の動きがあったもの。[080410【米国 IP 情報】特許改革法案、暗礁に乗り上げたか](#) 参照

- 著作権・商標権侵害に関する民事規定の強化
 - ・ 著作権侵害の差押え対象に、侵害に関わる物の製造・販売・受領を記録した文書も含むよう規定。併せて裁判所による差押対象物に係る秘密保持命令の権限を付与。(法案 202 条) <103 条に秘密保持命令追加>
 - ・ 商標権の故意侵害における三倍賠償規定を強化するとともに、法定賠償額を現行の二倍に引き上げ。(法案 203、204 条) <104、105 条>
 - ・ 著作権法及び連邦商標法に模倣品・海賊版の輸出行為及び積替行為の禁止規定を明文化。(法案 205、206 条) <106、107 条に積替行為禁止を追加>

- 知的財産権侵害に関する刑事規定の強化
 - ・ 模倣品・海賊版の差押え・破棄に関する各刑事手続条項の整合性をとる。(法案 301、302、303、304、306、307 条) <202 条に経済スパイ法も追加>
 - ・ 模倣品取引行為の刑事罰規定に関して、身体及び生命に重大な危険をもたらす犯罪の量刑を引き上げる。(法案 305 条) <204 条>

- 知的財産のエンフォースメント強化のための知的財産執行調整官(IPEC)の設置と共同戦略プラン策定
 - ・ 大統領府に知的財産執行調整官(Intellectual Property Enforcement Coordinator)ポストを新設。同調整官は大統領により任命される(上院の助言と承認が必要)。(法案 401 条) <301 条>
 - ・ 同代表を議長とし、関係省庁¹⁸高官が委員を務める知的財産執行諮問委員会(advisory committee)を設置する。(法案 401 条) <301 条>
 - ・ 3 年毎に模倣品・海賊版対策の共同戦略プラン(Joint Strategic Plan)を策定。毎年年末までに代表部の活動報告書を作成し大統領及び議会へ提出する。(法案 403、404 条) <321、322 条>
 - ・ NIPLECC を廃止する。(法案 405 条) <324 条>

- 地方の法執行に関する助成金の交付や、新たな捜査ユニットの設置、リソース強化のための予算措置など司法省の知財エンフォースメント活動を強化
 - ・ 州政府に対する知的財産エンフォースメントのための助成金(09-13 年まで毎年度 2500 万ドル)の交付を規定。(法案 501 条) <511 条>
 - ・ 連邦捜査局(FBI¹⁹)内に、知財犯罪捜査ユニット(operational unit)設置。国際的組織犯罪捜査の向上を目的としたタスクフォース(Organized Crime Task Force)設置²⁰。(法案 502.条)

¹⁸ 関係省庁は、(A)行政管理予算局、(B)司法省、(C)米国特許商標庁及び商務省関係部局、(D)米国通商代表部、(E)国務省、(F)国土安全保障省、(G)食品医薬品局、(H)米国著作権局等(規定掲載順)。

PRO-IP 法案に比べると、米国国際貿易委員会が削除され、行政管理予算局が追加されている。

¹⁹ FBI (Federal Bureau of Investigation)は司法省下の組織。

²⁰ 新組織設置や司法省捜査官の研修プログラム等のため 09-13 年度まで毎年度 1200 万ドルを予算措置。

- ・ FBIと司法省に知財犯罪に係る捜査や訴訟支援に係る人員やトレーニング拡充のための追加的予算措置²¹。(法案 503 条)
- ・ 知的財産に関する刑事事件において海外の法執行機関とのリエゾン機能等を果たす国際知的財産法執行調整官(International Intellectual Property Law Enforcement Coordinator)を最も効果的な国等へ 5 名配置する。(法案 504 条) <521 条>

(了)

²¹ FBIと司法省 Criminal Division に 09-13 年度まで毎年度 1000 万ドルづつ。